

議案第 八十六 号

三朝町簡易水道等使用条例の一部改正について

次のとおり三朝町簡易水道等使用条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求めらる。

昭和四十七年九月十八日

三朝町長 坂 出 雅 己

昭和四十七年九月廿三日 原案可決

三朝町議会議長 牧田 禎



三朝町条例第

号

三朝町簡易水道等使用条例の一部を改正する条例

三朝町簡易水道等使用条例（昭和三十二年三朝町条例第十号）の一部を次のように改正する。

別表第一中

久原

久原

の次に

高橋

高橋、東小鹿字井手

ノ原、西小鹿字岩本、西尾字岡一を加える。

別表第三中

口径	金額
一三ミリ	三〇〇円
二〇	七〇〇
二五	八〇〇
三〇	一〇〇〇
三〇	一〇〇〇
四〇	一五〇〇
五〇	五五〇〇
六五	六五〇〇
七五	七〇〇〇
一〇〇	八五〇〇

を

口径	金額
一三ミリ	五〇〇円
二〇	七五〇
二五	九〇〇
三〇	一二〇〇
三〇	一二〇〇
四〇	一七〇〇
五〇	六五〇〇
六五	七〇〇〇
七五	七九〇〇
一〇〇	一〇〇〇

に改める。

附則

この条例は、昭和四十七年十月一日から施行する。